

やさしい法律シリーズ『民事執行法の解説』

(2011年10月1日 初版第1刷発行)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。
訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。
お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。
なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「書籍を購入された方へ」】にて、
訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいようお願いいたします。

ページ	訂正箇所	誤	正	2013.1.30 備考
見返し・後ろ(裏表紙を開けた見開きの図解)	図解のタイトル部分	不動産執行手続の概要	動産執行手続の概要	2011.10.26
P36	右段下から4行目	(35条1項)	(35条1項 括弧書)	2013.1.30
P42	右段下から6行目	6回を超えては	6か月を超えては	2013.1.30
P64	右段10行目	不備的買受申出	予備的買受申出	2013.1.30
P68 (間違いでないが不明瞭なため変更)	右段下から10行目	定めのある質権で消滅しない質権の場合には	定めのない質権の場合には	2013.1.30
P74	右段下から5行目	の保証の額を超える場合に限って	保証の額を控除した額を超える場合に限って	2013.1.30
P104	右段上から4行目	執行禁止の効力	出航禁止の効力	2013.1.30
P124	右段上から7行目	第三債務者が差押債権者に対して	第三債務者が差押債務者に対して	2013.1.30
P130	左段上から4行目	債務執行において	債権執行において	2013.1.30
P132	右段上から13行目および14行目	取立債権者が差押債権者をもって、第三債務者が取立債権者に対して	取立債権者が差押債権をもって、第三債務者が取立債務者に対して	2013.1.30
P133	右段下から7行目	取立訴訟によける	取立訴訟における	2013.1.30
P137	左段上から20行目	差押債権者Yから	差押債務者Yから	2013.1.30
P155	左段上から11行目	地上建物は	地上建物は	2013.1.30
P157	左段上から6行目	債権者が任意履行	債務者が任意履行	2013.1.30